

2021年2月18日開会 (通算102回)

例会開催日は、木曜日です。

開会点鐘・歌の斉唱

それこそロータリー

会長挨拶

皆さん、こんにちは。

いよいよコロナワクチンの接種が始まりました。まずは医療従事者からですが、全ての国民が接種を完了するまでには数ヶ月から一年、それ以上といった時間を要する。現在、様々な問題や不安が取り沙汰されていますが、早く元の生活に戻る事を願いワクチンの効果に期待したい。

さて今回の四方山話は、先日の建国記念日に起きた我が家の他愛もない出来事です。

祝日の2日前、小学3年生の長男との会話・・・

私の気持ちでは、天気も良さそうなのでバーベキューでもしたいと考えながら息子に問う

私 「今度の祝日は何がしたい？」

息子「釣りに行きたい！」

私 「バーベキューしない？」

息子「ヤダ!釣りに行きたい」

私 「考えとくわ」

・・・その日は祝日の話は終了。

次の日の朝、妻から

妻 「明日釣りに行くの？」

私 「やっぱり言ってた？」

妻 「船で釣りに行くって言ってたよ」

私 「えっ!?船？」

私は、沖釣りにはトラウマがある。小学生の頃、父に連れられ会社の日帰り旅行で海釣りに行った時、船が揺れに揺れ酷い船酔いに見舞われた事がある。それ以来、船は元よりバス、車など有りとあらゆる乗り物が苦手となった。ジェットコースターなんて何が楽しいか全く分からない。そこに来て船で沖釣りとは・・・。

しかし最近、周りで海釣りを楽しんでる方が多くなった事もあり、私の中の“リトル高橋”が小さい声で「釣りがしたい」と語り掛け始めていました。でもまずは釣り堀からと、南知多に在る海の釣り堀に行き先を決めて自宅に戻ると「えー、沖釣りがしたい!」の一点張り。仕方なくGoogle先生で”南知多 釣り船 初心者”で検索し2件目の釣り船屋で無事予約完了。少し天気と波の高さの心配をしながらその日は就寝しました。

翌朝、4時に起き師崎港へ出発。息子は興奮気味であまり寝てない様子。目的地に到着し受付にて「竿も仕掛けもございません!ただの初心者の親子です。」と伝えると「仕掛けはこれ、エサは貝が付けやすくて良いよ」と優しく教えてくれました。クーラーボックスに氷も入れてもらい早速乗船。船に乗り船長さんから、仕掛けの付け方、餌の付け方、アタリの付け方を伝授して頂き出航を待つ。息子は、憧れの沖釣りが出来るとワクワクが止まらない様子で、何度も何度も「まだ?あと何分?」と聞いてくる。少しウザくなって来た時に綺麗な朝日(写真1)が登り始め息子の興奮も最高潮へと。



いざ出航!港内から出る前に船長から「しぶきが掛かるから船内に入ってな」の声。数人の釣り客と共に船内に入ると、常連らしき釣り人達が既にマットを占領し寝転がっている。「子供が立ってるのに何だこの人達は…」と思っていると段々揺れが激しくなって来た。「この階段に座ってなさい!」と息子に伝え、私は息子の不安そうな顔と外の様子を見ながら少し心配になって来た・・・「この揺れは治まるのか?」。残念ながら不安は悪い方に向かっている。揺れに揺れる状態からの船長の「始めてください」との合図。

激しい揺れの中、自分と息子の針に餌を付け釣りのスタート!と思いきや息子が疑問の表情。糸が直ぐに止まってしまうルアーも巻けなくなってしまったらしい。急遽私と場所を代わり、息子の竿を触ってみるとやっぱり糸を出す事も巻く事も出来ない。船長に声を掛け見せようと、ルアーに糸が引っかかっていた様子。心を取り直して釣りを再開したもの何かおかしい。恐る恐る糸を巻き上げはじめると、何やら今までとは違う重さを感じる。「まさか!もう釣れてしまったのか?」その期待も数秒後に打ち砕かれる事となる。隣の息子の糸に私の針がグチャグチャに絡み合っているではないか!再び船長に声を掛けると、慌てた様子で「ハサミで切って!」との指示。昔見た西部劇のカウンターを滑るショットグラスの様にハサミが滑って来た。

泣く泣く糸を切った私は船長の次の指示を待つ。ところがそのあと船長がこちらに来る事はなく、船体を安定させる事に全集中の様子。他の釣り人達も激しい揺れの中、自分の事で精一杯で他の人の事を構って余裕はない。…海の男達の厳しさを知った。竿の先から吹き流しの様に漂う2本の糸を見ながら息子がポツリ「もう終わり?」。スタートの合図から15分後の事だった。

息子の顔がどんどん青ざめて行く。船内に入り座って居ると、私のお腹の中から込み上げて来るものがある。慌ててトイレに駆け込みお腹の中の物を解放する。よろけながら船内に戻ると息子も解放した模様。その後は二人で薄いマットに横たわりひたすら帰港を待つ。息子からは、か細い声で何度も何度も「お父さん、あと何分?」の問い。「あと5時間。あと4時間。あと3時間…」息子のトラウマになった事は言うまでも有りません。港に帰る時には薄いマットを、誰にも譲らない親子が横たわっているというオチまでついてしまいました。

港に帰った息子が一言「朝のあんな綺麗な朝日を見ただけでも今日来た甲斐が合ったよ」と言われ涙が出そうに成りました。また帰りには、魚市場に寄って釣る予定だったヒガンフグ(写真2)を買い帰路へ着きました。息子の優しさと、波平とマスオさんの気持ちを深く理解する一日となりました。



今月は、平和と紛争予防・紛争解決月間です。2月23日はロータリーの創立記念日として世界理解と平和の日とされています。さらに23日から3月1日までは世界理解と平和週間と定められています。これは2月23日にポールハリスが3人の友人と初めて会合を開いた事に因る事である。世界の平和は人類にとって永遠のテーマで有り、その理想に向かって私達は努力しなければならない。名古屋宮の杜RCの存在がその理想に少しでも貢献できる様、確り活動して参りましょう。

幹事報告

- 本日は新型コロナウイルス感染症拡大予防の為、HP上(E方式)での例会開催となります。
- 3/14(木)に開催の地区大会について
 - ①本会議(13:00～17:30 頃)のみの開催となり、後の大懇親会が中止となりました。
 - ②再登録要請がきております。未登録の方はオンラインでも結構ですので積極的にご参会頂きますようお願い申し上げます。
- ロータリー手帳の予約を受付けております。660円/冊です。
- 2/12(金)名古屋東急ホテルにて補助金管理セミナーが開催されました。
- 4/22(木)に西三河中分区RC懇親ゴルフ大会がザ・トラディションゴルフクラブ(岡崎市岩中町1番地)にて開催されます。明日2/19(金)までに参加希望の方はご連絡お願い申し上げます。
- 第2回クラブフォーラムについて、2/9にメールと郵送にてお送りしたとおりすべて満場一致で議決されました。
- 下期会費が2月末期日となっております為、未対応の方はご対応お願い申し上げます。
- 本日、11:00～第8回定例理事会がZOOMにて開催されました。
その後12:10～ZOOM昼食会が開催されました。
- 次回例会3/4(木)はHP上での開催、同日12:10～ZOOM昼食会の開催を予定しております。詳細はまたご連絡申し上げます。

委員会報告

【出席委員会】

- ・出席率
(前回)
第101回ネット例会(2/4)
出席率:47/47名 100%
※出席免除者除いて計算

【社会奉仕委員会】

- 植樹について
3/22(月)10:00～@神宮東公園(名古屋市熱田区六野2丁目5)
集合場所:熱田土木事務所(公園まで徒歩1～3分)
駐車場:熱田土木事務所内駐車場
※台数に限りがございます。お車でお越しの際は一度事務局へお問い合わせお願い申し上げます。
現状、屋外ということもあり人数制限はしておりません。
多くのご参加お待ちしております。

その他

～会員スピーチ～

国際奉仕委員長・河村直樹より

こんにちは!

コロナ禍の中、先行きがなかなか見えない状況ではありますが、先日よりワクチンの先行接種が開始されました。

これによって、コロナのリスクが下がり、これまで同様の世の中に戻るのかどうか非常に気になるところです。

さて、先日、新型コロナウイルス対応の改正特別措置法が改正されました。

クライアントのからも問い合わせがあったので、その手続きについて今日はお話をしたいと思います。

このクライアント自体は、大箱を沢山経営しており、1日6万円の一律給付の不当性を訴え、自社はその申請をしないことを明言のうえ自粛要請に一石を投じるべく現在も営業を継続している飲食店です。ちなみに、愛知県内の会社ではありません。

さて、改正特措法の施行は13日で、既に施行されています。

この改正の目玉は、知事は緊急事態宣言のほか、新たに設けたまん延防止等重点措置の際も、命令を出せるようになった点です。

営業時間短縮や休業などの要請に正当な理由なく応じない場合、命令を出し、違反者に過料を科せることとなり、過料の額は緊急事態宣言時は「30万円以下」、重点措置時は「20万円以下」となっています。

また、過料の前提となる命令については、「特に必要があると認める時」に限って行えると規定されており、知事らに示された事務連絡の文書では、対象の店や施設でクラスターが発生していることは必要条件ではないとしつつも、同じ業態でクラスターが多数発生していることや起きるリスクが高まっていることなどが例示されているそうです。

営業を継続しても違反に問われない「正当な理由」についても同文書で例示されており、例として挙げたのは、近隣に食料品店がなく、地域の飲食店が休業すると住民の生活維持が困難になる場合や、周辺にコンビニや食料品店がない病院で併設の飲食店が休業すると業務が困難となる場合、等でした。他方、経営状況は「正当な理由」に当たらないことも明記。居座る客に退店を促さず、連日のように閉店すべき時間以降も飲食を提供している場合も同様の扱いとされました。客が居座る点については、国会答弁で客が居座ったらどうするのかという議論を反映しての指摘かと思われます。

そして、改正特別措置法に基づく要請や命令、過料を行う際の主な手続きは以下の流れとなります。

- ①学識経験者に要請や命令の内容や対象の業態、期間や区域について意見を聴く
- ②見回りや住民からの情報などで、違反の内容や施設の場所、管理者などを特定する
- ③管理者に連絡し、把握している違反内容を説明し、確認する。指導・助言し、現地確認への協力を依頼する
- ④事前に連絡した日時に現地訪問し、違反や「正当な理由」の有無を確認。口頭で指導、助言し、命令の事前通知文書を手渡す。任意の協力を拒まれた場合は、立ち入り検査の事前通知文書を手渡し、記載した日時に検査する。報告拒否や虚偽報告、検査妨害などがあれば、過料を口頭で説明する。なお拒否などあれば知事から裁判所に通知する
- ⑤学識経験者に命令が必要か意見を聴く
- ⑥緊急時を除き、行政手続法に基づいて弁明の機会を与える
- ⑦期限内に是正されなければ、文書を送り、命令を行う
- ⑧現地確認し、命令に従うよう口頭で指導・助言する
- ⑨原則として命令期間の満了後、知事から地方裁判所に通知する
- ⑩裁判所が通常の裁判か略式かを選び、過料の裁判を進める
- ⑪検察官の命令で過料を執行する。納められた過料は国庫に入る

以上を踏まえ、現実的には、命令を受けること自体を避けたい場合にはおそらく⑥の弁明の機会の段階で営業を自粛することになり、命令を受けることは甘受しても過料は避けたいという場合には⑧の指導・助言を受けたタイミングで営業を自粛するという選択肢を採るのがよいのではないかと、というアドバイスを先に述べたクライアントにはさせて頂きました。

更に詳しい話が聞きたければ、直接お声がけ頂ければと思います。

ワクチン接種も始まりました。

早くコロナが終息し、また皆さんと顔を合わせて例会に参加できることを楽しみにしております。